



日本弁理士会における 農林水産知財に関する取組

令和2年11月25日

日本弁理士会

I. 農林水産知財のこれまでの取組み

（１）弁理士の能力向上の取組み

- 継続研修（法定研修）の中で農林水産分野の研修を開講し、10年間で延べ4,000人以上が受講。
- ガイドライン等により農林水産知財の業務を会員に周知。

（２）調査研究の実施

- 農林水産知財専門の委員会を設置し、農林水産知財に関する調査研究を実施。
- 生産者・流通業者に加え、生産者団体、公設研究所・試験場、大学、卸売市場等といった関係者へのヒアリングを実施。
- 調査研究をまとめた報告書等を会員に周知。

（３）農林水産知財の普及啓発活動

- 農林水産知財の普及啓発のために、セミナーや大学等へ講師を派遣。
- 農林水産事業者向けのフェアにブースを出展しプレゼンテーションを実施。
- 農業関係等の新聞に広告やコラムを掲載しているほか、一般向けにパンフレットを配布。

（４）アクセシビリティ向上のための活動

- 全国にある当会地域会（9か所）に知財の無料相談窓口（種苗関係・G Iを含む）を設置。
- 弁理士ナビで専門分野（種苗法含む）を指定して弁理士が検索可能。
- アクセシビリティを向上すべく、知財学会で農林水産知財の取組を発表、当会の機関紙に農林水産知財に関する論文を掲載。

II. 現状の課題

【農林水産知財に明るい弁理士の育成】

- 農林水産知財に明るい弁理士の数が少なく、農林水産知財に明るい弁理士の育成が必要であるという課題がある。

【弁理士の認知度】

- 弁理士が農水分野も扱える知財の専門家として、農水事業者に十分認知されているとはいえない状況にある。

【弁理士へのアクセス性・マッチング機能】

- 農水事業者が弁理士に相談する端緒は人づての紹介であることが多く、紹介元がない農水事業者のアクセス性は悪い。
- 弁理士ナビでは、農林水産知財に明るい弁理士を検索できない。

III. 今後の取組み予定

【農林水産知財に明るい弁理士の育成】

- 法改正により業務追加がされた場合、農林水産知財に関する基礎的な研修を拡充するとともに、実践的研修の充実も行う。
- 弁理士業務標準を改訂し、会員に周知する。

【弁理士の認知度向上】

- 農林水産知財専門の窓口を新設する。
- 新聞広告を継続するとともに、スポット広告も行う。

【弁理士へのアクセス性・マッチング機能の向上】

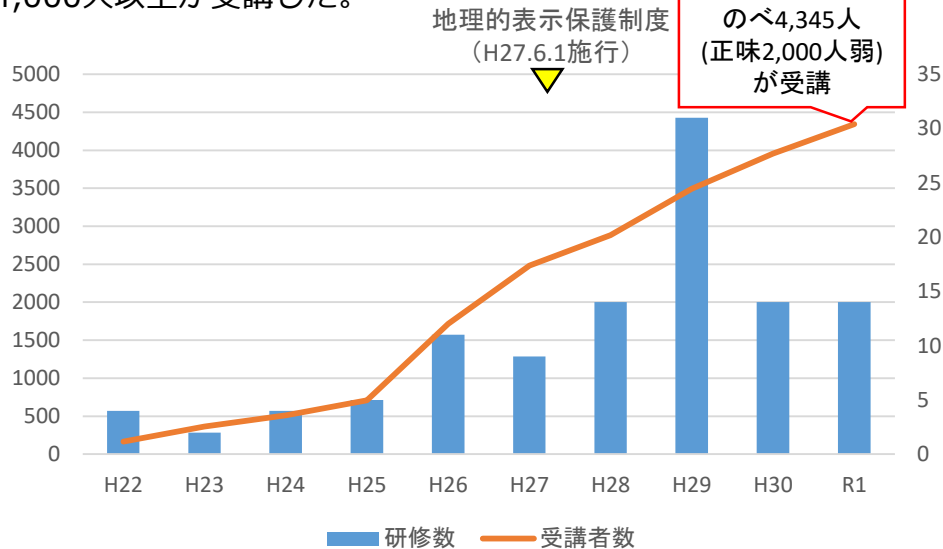
- 弁理士ナビを改修するとともに、特設サイトを新設する。
- 農林水産知財に関し、農水省・特許庁との連携強化を図る。

I. 農林水産知財のこれまでの取り組み

(1) 弁理士の能力向上の取り組み

【継続研修】

5年間で70単位の受講が義務付けられている継続研修として、農林水産分野の研修を開講している。平成22年からの10年間で延べ4,000人以上が受講した。



弁理士講師の他に、農林水産事業者、弁護士、農水省、大学教授等の外部講師を招聘し、専門性の高い先端研修も実施している。

外部講師	主なテーマ
農水事業者	農業生産現場における知財（ノウハウ）保護の必要性
農水省	農林水産知財の展望 ～求められる弁理士・弁護士の役割～
弁護士	育成者権侵害を認めた判決について（しいたけ事件）
大学教授	地理的表示と商標
大学教授（海外）	欧州商標・意匠・地理的表示の保護・活用・権利行使についてのBrexitによる影響とその対策

【コンサルティング能力を高めるための研修】

農林水産知財の事業化や国の施策に関する研修など、コンサルティング能力を高めるための研修も実施している。

研修の主なテーマ
1. 農業分野のデータの利活用 他
2. 農林水産物のブランド化の実情 他
3. 農林水産業における事業拡大と知的財産に関する事例報告
4. 先進的農業経営における知財の位置づけに関するケーススタディ
5. 農水省「知的財産戦略2020」

【会員向けガイドライン等の作成及び周知】

会員向けガイドラインやパンフレットを作成し、弁理士が農林水産知財を扱う際の注意点などを周知している。

年度	内容	備考
H29～	地理的表示申請の手引き	
H29～	G I 申請をする際に留意していただきたい事項	（農水省提供）
H25～	農林水産知財を扱うにあたっての参考冊子	
H22～	品種登録の手引き	

【地理的表示セミナーの実施（農水省関係事業）】

令和元年度には、弁理士のスキルアップの向上を図ることを目的とした地理的表示（GI）セミナーを実施した。この研修は、東京・大阪・名古屋・福岡で開催し、計203名が受講した。

(2) 調査研究の実施

【調査研究活動】

平成20年に農林水産知財専門の委員会を会内に設置し、農林水産知財に関する調査研究を継続的に行っている。調査研究の対象は、知的財産の保護に限られず、後継者問題等の解決スキーム、スマート農業等といった事業に関するものもある。

これまでの主な調査研究テーマ

現代農業の課題（競争のボーダレス化、後継者問題、ブランド化等）の解決に活用しうる知財スキル・フレーム・スキームの検討・提言

国内外におけるG I・品種登録制度の戦略的な活用等に関する支援

和牛遺伝資源の流通管理検討会への参加・提供情報の収集

スマート農業、ICT、機能性食品、改正JAS法 等

同委員会の調査研究では、特にユーザーの実態調査を重視しており、平成27年～令和元年の5年間で95件のヒアリングを行っている。種苗やG I、特許・商標等だけではなく、機能性表示食品・JAS法などの活用事業者にもヒアリングを行っている。

ヒアリング先	件数
事業者（生産者、加工・流通事業者、機能性食品メーカー等）	31 件
事業者組合（農協・漁協、GI・地域団体商標の団体等）	40 件
卸売市場	1 件
国立研究所・公的研究所・公設試験場	13 件
省庁・地方公共団体	7 件
大学・産業振興財団	3 件

【農林水産知財に関する機関・団体との関係構築】

同委員会の職務権限には、農林水産知財に関する関係官庁、諸団体等との関係構築も含まれており、下記の機関・団体等と意見交換や関係構築を行っている。

これまでの主な交流先

農水省（知財課・畜産振興課）、農政局

農林水産知的財産保護コンソーシアム

農林水産物等輸出促進全国協議会

農林水産試験場

農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）

JA全中・全農、農業法人協会、農業会議 等

【研究成果の会員還元】

同委員会の調査研究の報告書・答申書は、電子フォーラムにて、全会員に対して周知している。令和2年11月現在、合計37本の答申書・報告書を電子フォーラム上で閲覧することができる。

	分野	件数
1.	品種登録	2件
2.	地理的表示	8件
3.	知財ミックス	9件
4.	農林水産ビジネス	8件
5.	その他	10件

(3) 農林水産知財の普及啓発活動

【セミナーへの講師派遣等】

農林水産知財を一般に広めるために、地域のセミナー等に弁理士を派遣している。

地域	主なセミナーとそのタイトル
福井	「いちほまれ」の開発経過と特徴
愛知	東三河！知財はある！！さてどう活かす！？ ～地域の知財を結集し一歩先の豊かさを実感できる東三河へ～
兵庫	地域にある知財を活用して地域を活性化しよう
鳥取	宝は足元に、農産物・食品ブランドは、こうやって作ってごしない
高知	高知発！ヒット商品への道 ～行き先を決めるのは地場産品の力～

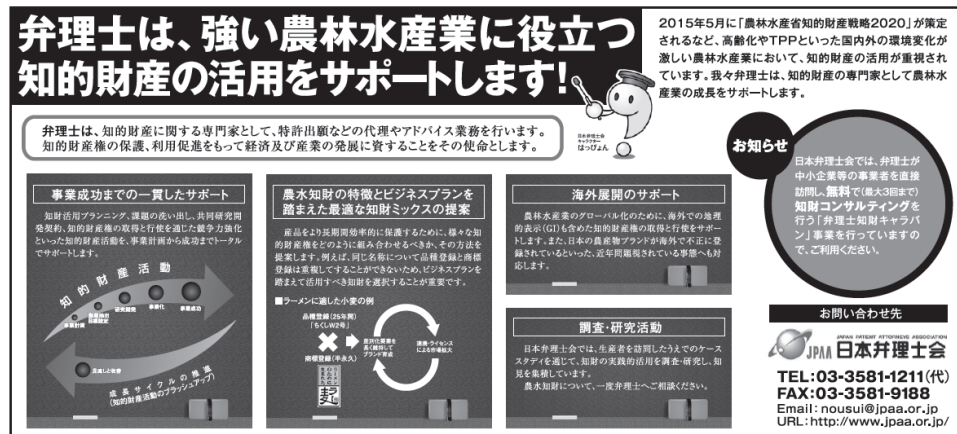
【アグリビジネス創出フェア】

農林水産分野の事業支援のため、アグリビジネス創出フェアに毎年ブースを出展し、無料相談会を実施している。また平成27年以降は、同フェアでプレゼンテーションも行っている。

	主なプレゼンテーションテーマ
1.	スマート農業と知的財産
2.	知的財産権の活用によるアグリ技術・産業の活性化
3.	事例でみる知的財産権による技術やブランドの保護について
4.	農林水産業の競争力を高めるための知的財産活用のポイント
5.	植物新品種の保護と課題（種苗法の話から）

【新聞広告】

農水事業者向けに、知的財産制度の紹介と弁理士の農林水産知財のサポート体制を周知するため、日本農業新聞に記事風広告等を平成27年から4年間掲載した。他にも、農業関連二次・三次産業従事者に周知するため、日本食糧新聞等に広告やコラムを掲載している。



弁理士は、強い農林水産業に役立つ 知的財産の活用をサポートします！

2015年5月に「農林水産省知的財産戦略2020」が策定されるなど、高齢化やTPPといった国内外の環境変化が激しい農林水産業において、知的財産の活用が重視されています。我々弁理士は、知的財産の専門家として農林水産業の成長をサポートします。

日本弁理士会では、弁理士が中小企業等の事業者を直接訪問し、無料で（最大3回まで）**知財コンサルティング**を行う「弁理士知財キャラバン」事業を行っていますので、ご利用ください。

お問い合わせ先
JPAA 日本弁理士会
TEL: 03-3581-1211 (代)
FAX: 03-3581-9188
Email: nousui@jpaa.or.jp
URL: http://www.jpaa.or.jp/

弁理士は、知的財産に関する専門家として、特許出願などの代理やアドバイス業務を行います。知的財産権の保護、利用促進をもって経済及び産業の発展に資することをその使命とします。

事業成功までの一貫したサポート
知財活用プランニング、課題の洗い出し、共同研究開発契約、知的財産権の取得と行使を通じた競争力強化といった知的財産活動、事業計画から成功まで一貫してサポートします。

農水知財の特徴とビジネスプランを踏まえた最適な知財ミックスの提案
産品をより長期間効率的に保護するために、様々な知的財産権をどのように組み合わせるべきか、その方法を提案します。例えば、同じ名称について品種登録と商標登録は重複して行うことができないため、ビジネスプランを踏まえて活用すべき知財を選択することが重要です。

海外展開のサポート
農林水産業のグローバル化のために、海外での地理的表示(GI)も含めた知的財産権の取得と行使をサポートします。また、日本の農産物ブランドが海外で不正に登録されているといった、近年問題視されている事態へも対応します。

調査・研究活動
日本弁理士会では、事業者が抱えている課題やリスクを洗い出し、知財の実践的活用を調査・研究し、知見を蓄積しています。農水知財について、一度弁理士へご相談ください。

【パンフレットの配布】

平成27年度及び平成30年度にパンフレットを各2万部作成し、農林水産省、地方農政局、中小企業基盤整備機構・各地方本部、セミナー参加者、JA等に配布している。



平成27年度



平成30年度

(4) アクセシビリティ向上のための活動

【無料相談窓口の設置】

農林水産知財に不慣れなユーザーの為に、当会の全地域会（9地域会）の常設無料相談窓口で、農林水産知財に関する相談を受け付けている。

知的財産相談記録

相談日	年 月 日 午前・後 時 分～ 時 分
相談内容の 内外国の別	1. 国内のみ 2. 国外のみ (①国名 ②PCT) 3. 国内外
相談内容の 法別区分 ※複数回答可	1. 特許関係 2. 実用新案関係 3. 意匠関係 4. 商標関係 5. 不正競争防止法関係 6. 著作権法関係 7. その他 (①種苗関係 ②GI ③技術標準 ④データ保護) (上記以外:)
相談事項区分	※複数回答可

【弁理士ナビの整備】

種苗法を扱う弁理士を検索できるように平成22年に弁理士ナビを改修した。地理的表示（GI）・地域団体商標については、令和3年3月までに検索項目を設ける改修を行う予定である。

専門分野を指定する

- | | | |
|----------------------------------|--------------------------------------|---|
| ☐ 特許・実用新案 | ☐ 意匠 | ☐ 商標 |
| ☐ 外国特許 | ☐ 外国意匠系 | ☐ 外国商標系 |
| ☐ 関税法 | ☐ 回路配置 | ☐ 特定不正競争 |
| ☐ 営業秘密 | ☐ 著作権 | ☒ 種苗法 |
| ☐ 契約関係 | ☐ 争訟 | ☐ 技術標準 |
| ☐ データ保護 | ☐ その他(法律分野のみ) | ☐ 指定しない |

検索

【知財学会での発表】

当会の農林水産知財(委)が平成24年から毎年、知財学会で発表を行い弁理士への訴求を図っている。

これまでの主な発表テーマ

1. 地域の農産品のブランド化と知的財産権の関係について
2. 種苗法と商標法の関係についての調査・検討及び提言
3. 農林水産分野におけるブランド保護制度の活用状況及びその課題
4. 現物主義の種苗法と書面主義の特許法による二重保護 他
5. 地名表示規制と農水産品保護

【パテント誌】

当会の機関紙であるパテント誌には農林水産知財(委)の活動成果に加え、一般から広く農林水産知財に関する論文を受付けて掲載している。なお令和3年に、農林水産知財の特集号を発行する予定である。

これまでの主な掲載内容

執筆者

- | | |
|-------------------------------|---------|
| 1. IoTによる次世代農業 | 事業者 |
| 2. 農産物のブランド化を成功に導くための考察 | 事業者 |
| 3. 植物新品種の品種名称に関する考察 | 国研 |
| 4. 「和牛」は誰のものか？ | 大学 |
| 5. 地理的表示制度－商標法との比較の視点から－ | 弁護士・弁理士 |
| 6. 日本産農林水産物の知財ロイヤリティ収入の増大に向けて | 外国弁護士 |
| 7. 地理的表示保護制度について | 農水省 |

平成28年から令和2年における掲載例

Ⅱ. 現状の課題

【農林水産知財に明るい弁理士の育成】

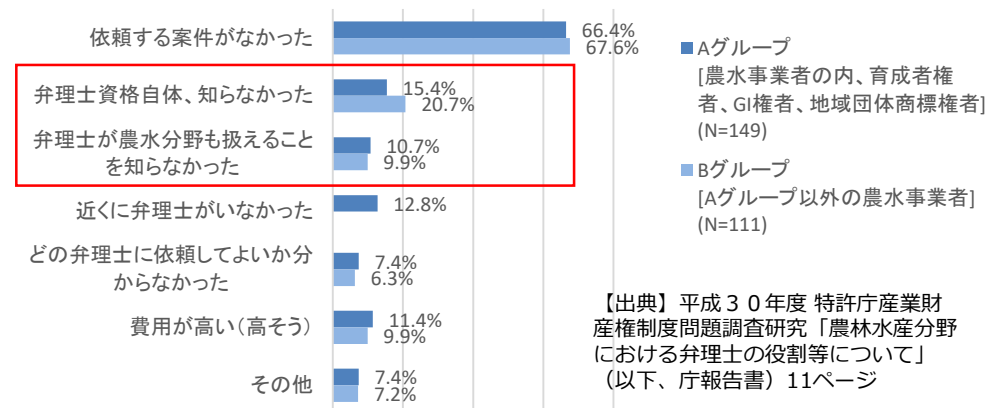
専門分野として種苗法を弁理士ナビに登録してる会員数は、約100人（令和2年11月現在）であり、農水事業者数に比べて十分な人数が確保できているとは言い難い状況にある。

当会では、農林水産分野の研修数を増やしており、受講者数はのべ人数では増加傾向にあるが、農水事業者をサポートするのに十分な能力を習得した会員数は少ないと考えられる。

弁理士法上は、農林水産知財は弁理士の業務とされていないため、①弁理士試験の科目と出来ない、②研修の義務付けは困難、③職業賠償責任保険の対象とならない等、弁理士個人の自主的な取組みに頼らざるを得ないという課題もある。

【弁理士の認知度】

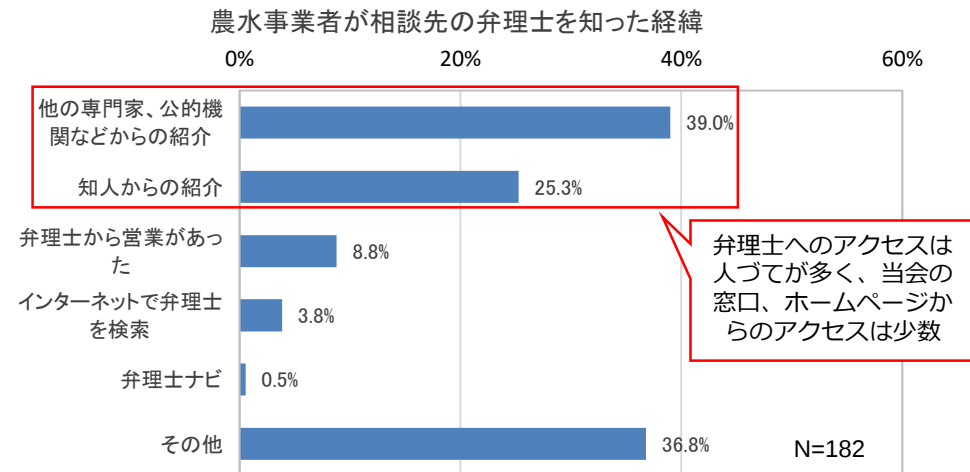
当会でセミナー講師の派遣、農業関係新聞への広告掲載など、普及啓発活動を行っているにもかかわらず、弁理士が農水分野も扱える知財の専門家として、農林水産事業者には十分認知されているとは言い難い状況にある。



【弁理士へのアクセス性】

当会の常設無料相談窓口に寄せられる農林水産知財の相談件数は、全相談件数の1%未満と十分活用されているとは言い難い状況にある。

また、弁理士ナビには農林水産知財に関連する情報として前述の「種苗法」の項目があるのみであり、農林水産知財に明るい弁理士を探すことは難しい（「地理的表示（GI）」の項目が追加されても下記絞り込みの問題は残る）。



【出典】庁報告書 27ページ

【マッチング機能】

現在の弁理士ナビの検索機能では、農林水産知財に明るい弁理士を絞り込むことは難しい。例えば、「種苗法」を専門分野に掲げる弁理士は103件ヒットするが（令和2年11月現在）、実績等によりそれ以上の絞り込みを行うことはできない。

また、農林水産知財を専門にしない弁理士にとっても、自分のクライアントから農林水産分野の相談を受けた場合に、どの弁理士を紹介すればよいか分からないといった課題がある。

Ⅲ. 今後の取組み予定

【農林水産知財に明るい弁理士の育成】

弁理士向けアンケートによると、弁理士の7割以上が農林水産分野の業務を受任する場合に必要な知識・能力を担保する手段として、継続研修をあげている。このため以下の取組みを行う。

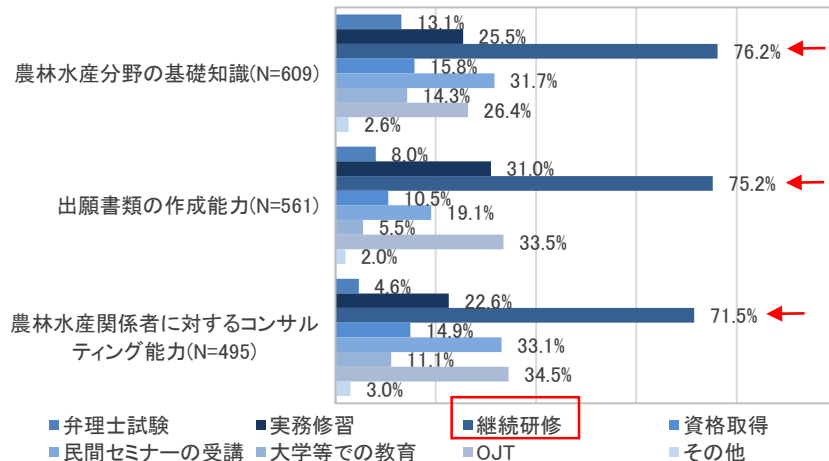
（１）基礎的な研修の拡充

農林水産知財が法律上、弁理士の業務として明記されれば、農林水産知財に関する基礎的な研修を拡充するとともに、追加業務についての基礎的な研修の必修化を目指す。

（２）実践的研修の充実

知財ミックスによる保護が必要な仮想事例を用いた研修など、農林水産関係者に対するコンサルティング能力を高めるための実践的研修も実施する。

受任を想定した場合に知識・能力を担保する手段



【出典】庁報告書 106ページ

（３）弁理士業務標準の改訂

上記研修の内容を踏まえ、弁理士業務標準の改訂も行い、メーリングリストによって改訂内容を全会員に周知する。

【弁理士の認知度向上】

現在行っている普及啓発活動とともに、以下の取組みを実施する。

（１）農林水産知財専門の相談窓口の新設

当会が農林水産知財専門の窓口を新設することにより、弁理士が農林水産知財の専門家であることを広める。

（２）新聞への広告を継続

日本食糧新聞等への広告掲載を継続し、農林水産関係者に対する認知度向上を引き続き図っていく。

（３）ビジネス誌の農業特集号へのスポット広告掲載

上記相談窓口の設置と連動して、ビジネス誌の農業特集号へスポット広告を掲載し、農林水産事業者の支援者である技術系企業にも、弁理士が農林水産知財の専門家であることをアピールする。

【弁理士へのアクセス性・マッチング機能の向上】

ユーザーが適切な弁理士に業務を依頼できるよう、以下の取組みを行う。

（１）弁理士ナビの改修

弁理士ナビを改修し、ユーザーと農林水産知財を扱う弁理士の検索機能を強化する。

（２）農林水産の特設サイトの新設

当会のホームページに農林水産の特設サイトを新設し、農林水産事業者やその支援者が、弁理士にアクセスしやすい環境を整える。

（３）農水省の相談窓口との連携強化

農水省と当会との連携強化を図り、弁理士に相談する窓口の多様化を図る。